

# 一般競争入札実施に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 12 月 19 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 40

## 1 競争入札に関する事項

品目分類番号 26

件名 平成29年度福岡労働局管下19官署(18施設)で使用する電気の供給  
年間使用予定電力量 1,875,469 kWh

委託内容 仕様書等による

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされている者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない者。
- (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない者。
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。
- (7) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者(加入義務がないものは除く。)
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙②に掲げる入札適合条件を満たしている者。

## 3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>))により執行する。  
なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式(以下：紙入札)で参加することができる。

## 4 代理人をもって入札する場合

委任状が必要(未提出業者のみ)であり、入札参加申し込みまでには当局へ提出すること。

## 5 入札関係書類

- (1) 配付方法 福岡労働局ホームページからダウンロードが可能。
- (2) 配布期間 本公告の日から 平成29年2月9日(木) まで。
- (3) 参加申込書(証明書等)
  - ① 紙入札の場合の提出 福岡労働局総務部総務課会計第三係まで郵送または持参すること。
  - ② 提出期限 平成29年2月9日(木) 12時00分まで
  - ③ その他 提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。
- (4) 入札書
  - ① 紙入札の場合の提出 入札書のみを封筒に封入封印し、提出は書留郵便または持参とする。
  - ② 提出期限 平成29年2月10日(金) 12時00分まで
  - ③ その他

## 6 競争執行の日時及び場所

- (1) 開札実施年月日時刻 平成29年2月10日(金) 13時30分から
- (2) 開札実施場所 福岡労働局労働第二会議室(福岡合同庁舎新館5階)

## 7 入札保証金に関する事項 免除

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## 9 契約書作成の要否 要

## 10 入札の無効

当該競争参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 11 入札関係書類に関する問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
TEL: 092-411-4745 FAX: 092-473-0736

## 12 その他

入札参加者は、入札説明書及び入札心得等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

# 入札説明書

平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令及び福岡労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給

### (2) 委託内容等

別添『仕様書』による。

### (3) 契約期間等

別添『仕様書』による。

### (4) 契約履行場所

別添『仕様書』による。

### (5) 入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

① 入札金額は、参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所の契約電力及び予定使用電力量の対価（入札書別紙により計算した全需要場所の対価の合計）を入札金額とすること。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

入札書別紙には、参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。

入札書別紙は、需要場所ごとに作成すること。

入札書別紙は任意の様式とするが、下記6「入札書の提出について」に記載する方法により提出すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 契約金額は、「入札書別紙」に記載した単価とする。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

### (7) その他の事項

本案件は、電子調達システムにより執行する。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

## 3 競争参加資格

### (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

「**物品の販売**」の「**A**」「**B**」又は「**C**」等級に格付けされている者。

### (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

### (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。

### (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない者。

### (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない者。

### (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。

### (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者（加入義務がないものは除く。）。

### (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者。

### (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙②に掲げる適合条件を満たしている者。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書作成の要否  
 (2) 契約条項を示す場所 別添「契約書(案)」のとおり、福岡労働局ホームページ(URL：  
<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)からダウンロード可能。

5 参加申込書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

(1) 提出期限

平成29年2月9日(木) 12時00分まで

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階  
 福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
 TEL：092-411-4745 FAX：092-473-0736

(3) 提出書類及び方法

① 共通事項

福岡労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添『入札関係受領書』を提出すること。(FAXによる提出可。)

② 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書(電子入札業者用) ※ 押印のないものは無効とする。</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書(役員一覧を含む)</li> <li>適合証明書(別紙①)</li> <li>登録小売電気事業者であることを証する書類の写し</li> </ul>	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状(電子・紙入札業者共通) ※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

③ 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書(紙入札業者用) ※ 押印のないものは無効とする。</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書(役員一覧を含む)</li> <li>適合証明書(別紙①)</li> <li>登録小売電気事業者であることを証する書類の写し</li> <li>委任状(電子・紙入札業者共通) ※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> <li>紙入札方式による参加にかかる理由書</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

6 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

(1) 提出期限

平成29年2月10日(金) 12時00分まで

(2) 提出場所

上記5(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書 ※ 書面による提出不要</li> <li>入札書別紙</li> </ul>	スキャナ等により電子データ化した「入札書別紙」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書</li> <li>入札書別紙</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※ 入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載)及び「平成〇年〇月〇日開札[入札件名]」と記入すること。

※ 入札書別紙は、「入札書」とホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

7 開札日時及び場所

(1) 開札日時

平成29年2月10日(金) 13時30分から

(2) 開札場所

福岡労働局労働第二会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号 福岡合同庁舎新館5階

8 入札説明会

以下のとおり、入札説明会を 平成29年2月8日(水) まで随時実施する。(任意参加とする。)

(1) 申込方法及び実施日時

入札説明会への参加を希望する者は、平成29年2月7日(火) 15時までに下記9(4)の担当部署に参加の意思を、別添『入札関係書類受領書』に記入して示すこと。

なお、実施日時は、希望どおりにならない場合があるので了承すること。

(2) 場所

福岡労働局総務部総務課

9 入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

(1) 質問方法

『入札関係書類受領書』の備考欄に記入する等の方法により、原則として書面(任意様式)により行うこととする(FAX可)。なお、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

(2) 期限

上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午前10時までとする。

(3) 回答

質問に対する回答は、上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午後4時までに行う。

なお、重要な質問については、『入札関係書類受領書』を提出した全業者にFAXにより回答することとする。

(4) 問合せ先

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係

TEL : 092-411-4745

FAX : 092-473-0736

# 福岡労働局入札心得

## 1 趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

## 2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3 入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

## 4 電子調達システム

入札説明書において「電子調達システムにより執行する」と指定されている入札は、総務省が定める「電子調達システム利用規約」等に基づき運用することとする。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

## 5 入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（参加申込書等）を各種提出期限までに提出しなければならない。

## 6 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の提出

### (1) 電子調達システムによる場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

### (2) 紙入札方式による場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

書面による入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札」、[入札件名]と記入すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

## 8 入札書の提出等にかかる委任

### (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。

また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。

なお、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

### (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。

### (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。

### (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

## 9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札

④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑪ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

#### 11 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は年間委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行い、執行回数は、2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

#### 12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、政府電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

#### 13 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

#### 14 契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

#### 15 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

#### 16 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

## (参考) 予算決算及び会計令

### 第2節 一般競争契約

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
- 第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
- 第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

#### 第1款 一般競争参加の資格

(一般競争入札に参加させることができない者)

##### 第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

※ なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

##### 第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 4 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 5 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。
  - 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額でおこなったとき。
  - 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

# 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

## 【 F A X 送 信 票 】

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係 行

（F A X 番 号 0 9 2 - 4 7 3 - 0 7 3 6）

入札件名	平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給	
参加入札方式 （いずれかに○）	電子調達システム （政府電子調達【GEPS】）	紙入札
受領日 （ダウンロード日）		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者FAX番号		
入札説明会 への参加希望 （いずれかに○）	希望する ..... 無 日時の希望は 有（ 月 日 時から）	希望しない
備考 （質問事項）		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

# 一般競争入札参加申込書（電子入札業者用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

## 記

- 1 件名 平成29年度福岡労働局管下19官署(18施設)で使用する電気の供給
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級  
「**物品の販売**」 （ ）等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。  
はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。  
はい ・ いいえ
  - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。  
はい ・ いいえ
  - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。  
はい ・ いいえ
  - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。  
はい ・ いいえ
  - (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないものである（加入義務がないものは除く。）。  
はい ・ いいえ
  - (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている。  
はい ・ いいえ
  - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙②に掲げる適合条件を満たしている。  
はい ・ いいえ

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

印

※ 初めて代理人（ICカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『委任状（電子・紙入札業者共通）』を紙媒体（押印したもの）で提出すること。

# 委任状（電子・紙入札業者共通）

受任者

所在地

商号又は名称

代理人氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、

物品の製造・物品の販売・役務の提供等について、下記事項の権限を委任します。

委任期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

委任事項

- ・ 入札書について
- ・ 入札に係る諸願届出について
- ・ 契約締結について
- ・ 代金の請求及び受領について
- ・ 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

※ 代理人ICカード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

# 一般競争入札参加申込書（紙入札業者用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

## 記

- 1 件名 平成29年度福岡労働局管下19官署(18施設)で使用する電気の供給
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級  
「物品の販売」（ ）等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
  - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
  - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。 はい ・ いいえ
  - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。 はい ・ いいえ
  - (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないものである（加入義務がないものは除く。）。 はい ・ いいえ
  - (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている。 はい ・ いいえ
  - (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙②に掲げる適合条件を満たしている。 はい ・ いいえ
- (10) 紙入札業者情報

1 事業所名	
2 所在地・郵便番号	〒
3 代表者名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者所属名称	
8 担当者名	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、必ず空欄の無いよう記入すること。

※ 初めて代理人にて参加する場合には『委任状（電子・紙入札業者共通）』を添付すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

### 紙入札方式による参加にかかる理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、電子調達システム（政府電子調達【GEPS】）を利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

1 入札案件名

平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給

2 電子調達システム（政府電子調達【GEPS】）での参加ができない理由

# 入札書（紙入札業者用）

入札金額 ￥

---

（消費税及び地方消費税は含まない。）

【 件 名 】

平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

福岡労働局入札心得を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

## 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。  
※法人の場合は役員の名氏及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。



## 適合証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 平成 26 年度の状況

	項目	自社の 基準値	点 数	合 計 点	適 ・ 否
①	平成 26 年度 1 kWh の二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)				
②	平成 26 年度の未利用エネルギーの活用状況				
③	平成 26 年度の再生可能エネルギー導入状況				

注 1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙②により算出した値を記載すること。

注 2) 「適・否」欄には各項目の合計点が 70 点以上の場合は「適」と、70 点未満の場合は「否」と記載すること。

注 3) 「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注 4) 条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件

## 1 条件

項目について

- ①平成26年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数
- ②平成26年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③平成26年度の再生可能エネルギーの導入状況

上記3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70点）以上であること。

項目	基準	点数
①平成26年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.500 未満	70
	0.500 以上 0.525 未満	65
	0.525 以上 0.550 未満	60
	0.550 以上 0.575 未満	55
	0.575 以上 0.600 未満	50
	0.600 以上 0.625 未満	45
	0.625 以上 0.650 未満	40
	0.650 以上 0.675 未満	35
	0.675 以上	30
②平成26年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③平成26年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50 %以上	15
	0.75 %以上 1.50 %未満	10
	0 %未超 0.75 %未満	5
	活用していない	0

(注) 各用語の定義は、別紙③「各用語の定義」参照。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間の1年間についても、上記1の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

## 「各用語の定義」

用語	定義
①平成 26 年度 1kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	<p>「平成 26 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 26 年度の二酸化炭素排出係数。</li> <li>2. 上記 1 の係数が無い場合、各電気事業者が HP で公表している全電源平均の平成 26 年度の係数。</li> </ol>
②平成 26 年度 の未利用エ ネルギーの 活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 26 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 26 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 26 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 26 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = (A / B) \times 100$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A : 平成 26 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) B : 平成 26 年度の供給電力量 (需要端)</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①工場等の廃熱又は排圧</li> <li>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</li> <li>③高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> </li> </ol>

	<p>3. 平成 26 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 26 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成 26 年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> <p>平成 26 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ((①+②) / ③) × 100</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①平成 26 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の 利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 26 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利 用量 (送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取 制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度に よる買取電力量は除く。)</p> <p>③平成 26 年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> </div> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2. ①、②の集計期間は平成 26 年度 (平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで) の電力量を使う。</p> <p>3. 平成 26 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. ③は平成 26 年度 (平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで) の供給電力量を使う。</p> <p>5. 平成 26 年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

## 仕 様 書

### 1 件名

平成29年度福岡労働局管下19官署（18施設）で使用する電気の供給

### 2 需要場所

別添『需要場所一覧表①～⑱』のとおり。

※ただし、年度途中で改廃になる需要場所が生じた場合、それに伴う供給量の減少については了承すること。

### 3 業種及び用途

官公署（事務所）

### 4 仕様内容

(1) 別添『需要場所一覧表①～⑱』の需要場所全てに供給すること。

(2) 電力供給の条件

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- ④ 標準周波数 : 60ヘルツ
- ⑤ 受電方式 : 1回線受電
- ⑥ 受電設備の総容量 : 別添『需要場所一覧表①～⑱』のとおり

(3) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力について

- ① 別添『需要場所一覧表①～⑱』のとおり。
- ② 月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、平成27年10月から平成28年9月の実績である。
- ③ 月別予定使用電力量はあくまで予定であり、増減がある場合も了承すること。
- ④ 契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(4) 供給期間

平成29年4月1日0時から平成30年3月31日24時まで

(5) 電力量等の検針

自動検針装置による検針

(6) 需給地点、計量地点、保安責任分界点、財産分界点について  
別添『需要場所一覧表①～⑱』のとおり

(7) 電気料金の算定方法

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てること。
- ⑤ 電気料金は、毎月初日から末日までの月を単位とした契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
- ⑥ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(8) その他

- ① 供給期間中における力率は、力率調整装置を設置しているため、100%を保持する予定である。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- ③ 八幡労働総合庁舎及び田川公共職業安定所に5キロワットの太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。
- ④ 供給期間中において、予定使用電力量を大幅に変動するような契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。
- ⑤ 停電にかかる割引については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- ⑥ 仕様書に定めない供給条件については、九州電力株式会社が定める標準供給条件を基に協議を行うものとする。

5 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は「官署支出官 福岡労働局長」とし、余白に振込等を希望する金融機関名等を記載すること。

- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に支払う。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく行うこと。

なお、請求書の記載内容及び請求方法等を下記へ確認すること。

※請求書の担当部署（提出先）

福岡労働局 総務部 総務課 会計第一係

TEL：092-411-4743

## 6 アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って対応すること。

## 7 その他の注意点

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (2) 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 再委託についての要件は別紙のとおり。

## 8 入札担当部署及び担当者

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局 総務部 総務課 会計第三係

TEL：092-411-4745

FAX：092-473-0736

## 再委託についての要件

### 第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

### 第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - ・事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - ・契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。

## 用語の説明（参考）

### 【需要場所一覧表】

#### 1 受電設備容量（kVA）

（V）電気を押し出す力。（電圧）

一般的な家庭は100V

（A）電気の流れる量。（電流）

1,000Wの家電を、一般家庭で使用する場合、流れる電流は、

$$1,000\text{W} \div 100\text{V} = 10\text{A}$$

（VA）電圧（V）×電流（A）（皮相電力）

$$1,000\text{VA} = 1\text{kVA}$$

#### 2 最大需要電力（kW）

（W）実際に消費される電気エネルギー（電力）

$$\text{電力（W）} = \text{電圧（V）} \times \text{電流（A）} \times \text{力率}$$

（Wh）電気を使った量。（電力量）

$$\text{電力量（Wh）} = \text{電力（W）} \times \text{使用時間（h）}$$

#### 3 力率（%）

電力をどれだけ有効に使用できるかを示す値。

#### 4 需要地点

電気の需給が行われる地点。

九州電力の電線路または引込線と当局の電気設備との接続点。

#### 5 計量地点

計量する地点。

#### 6 保安責任分界点

電力会社と当局の保安の責任が区分される点。

#### 7 財産分界点

電力会社と当局の財産の区分点。

## 【仕様書】

### 1 交流3相3線式

送電線というのは、すべて交流の送電線である。

一般的な家庭の電気方式は、100Vの2本の電線。これは「単相2線式」

3相3線式は一番良くエネルギーを伝え、無駄が無く、送電することによるロスが少ない。

3相3線式の送電線で送られてきた電気は、変電所で電圧を変えられ、6,600Vの3相3線式の配電線で街のあちこちに送られる。

以上総合すると、送電線・配電線ともほとんどの場合は「3相3線式」の交流で、一般家庭に引き込み、電気を使用するとき「単相2線式」となる。

### 2 供給電圧・計量電圧

高圧標準電圧6,000Vと同じ。

### 3 標準周波数

電力会社毎に供給約款で標準周波数を定めている。

西日本は、60ヘルツ

### 4 受電方式

電力会社の配電線から電路を引き込む方式。

### 5 フリッカ

一般的には、「チラツキ」という意味で、大きな負荷設備が起動したり、一時的な過負荷状態で大電流が流れることにより、電圧降下が起こり各設備が、影響を受けることにより起こる。

### 6 力率調整装置

受電と並列運転する発電機の無効電力をコントロールする事により、需要家側の受電域の力率を常にほぼ1に保つよう高精度のコントロールをする装置。

## 需 要 場 所 一 覧 表 ①

需要場所		福岡中央労働基準監督署									
		福岡県福岡市中央区長浜 2 - 1 - 1									
受電設備容量 (KVA)		125									
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	5,461	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	22	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	5,568		平成29年5月	47		平成28年5月	100			
	平成29年6月	9,169		平成29年6月	51		平成28年6月	100			
	平成29年7月	11,698		平成29年7月	60		平成28年7月	100			
	平成29年8月	12,596		平成29年8月	59		平成28年8月	100			
	平成29年9月	10,194		平成29年9月	52		平成28年9月	100			
	平成29年10月	5,897		平成29年10月	49		平成27年10月	100			
	平成29年11月	6,152		平成29年11月	41		平成27年11月	100			
	平成29年12月	8,864		平成29年12月	46		平成27年12月	100			
	平成30年1月	9,554		平成30年1月	50		平成28年1月	100			
	平成30年2月	10,035		平成30年2月	48		平成28年2月	100			
	平成30年3月	8,503		平成30年3月	49		平成28年3月	100			
	合計	103,691		契約電力 (平成28年9月現在)			60	/			
	需給地点	需要場所に設置した九州電力(株)の開閉塔二次側機器直結端末の接続点									
計量地点	福岡中央労働基準監督署の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ②

需要場所		大牟田労働基準監督署									
		福岡県大牟田市小浜町 2 4 - 1 3									
受電設備容量 (KVA)		80									
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	1,599	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	7	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	1,685		平成29年5月	19		平成28年5月	100			
	平成29年6月	2,709		平成29年6月	19		平成28年6月	100			
	平成29年7月	4,354		平成29年7月	25		平成28年7月	100			
	平成29年8月	5,147		平成29年8月	26		平成28年8月	100			
	平成29年9月	3,644		平成29年9月	22		平成28年9月	100			
	平成29年10月	1,720		平成29年10月	7		平成27年10月	100			
	平成29年11月	1,770		平成29年11月	13		平成27年11月	100			
	平成29年12月	2,973		平成29年12月	16		平成27年12月	100			
	平成30年1月	3,412		平成30年1月	20		平成28年1月	100			
	平成30年2月	3,393		平成30年2月	19		平成28年2月	100			
	平成30年3月	2,830		平成30年3月	16		平成28年3月	100			
	合計	35,236		契約電力 (平成28年9月現在)			26	/			
	需給地点	大牟田労働基準監督署の構内1号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	大牟田労働基準監督署の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ③

需要場所		八女労働基準監督署									
		福岡県八女市稲富 1 3 2									
受電設備容量 (KVA)		100									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	1,618	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	5	月別力率実績 (%)	平成28年4月	98			
	平成29年5月	1,705		平成29年5月	22		平成28年5月	98			
	平成29年6月	2,799		平成29年6月	23		平成28年6月	99			
	平成29年7月	4,312		平成29年7月	28		平成28年7月	100			
	平成29年8月	4,884		平成29年8月	25		平成28年8月	100			
	平成29年9月	3,154		平成29年9月	24		平成28年9月	100			
	平成29年10月	1,754		平成29年10月	21		平成27年10月	99			
	平成29年11月	1,764		平成29年11月	13		平成27年11月	99			
	平成29年12月	2,728		平成29年12月	16		平成27年12月	100			
	平成30年1月	3,332		平成30年1月	20		平成28年1月	100			
	平成30年2月	3,250		平成30年2月	19		平成28年2月	100			
	平成30年3月	2,629		平成30年3月	17		平成28年3月	100			
	合計	33,929		契約電力 (平成28年9月現在)			28				
	需給地点	八女労働基準監督署の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	八女労働基準監督署の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ④

需要場所		福岡東労働基準監督署									
		福岡県福岡市東区香椎浜 1 - 3 - 2 6									
受電設備容量 (KVA)		80									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	2,402	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	11	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	2,360		平成29年5月	11		平成28年5月	100			
	平成29年6月	2,884		平成29年6月	25		平成28年6月	100			
	平成29年7月	5,033		平成29年7月	41		平成28年7月	100			
	平成29年8月	5,872		平成29年8月	43		平成28年8月	100			
	平成29年9月	3,332		平成29年9月	24		平成28年9月	100			
	平成29年10月	2,494		平成29年10月	8		平成27年10月	100			
	平成29年11月	2,445		平成29年11月	15		平成27年11月	100			
	平成29年12月	3,319		平成29年12月	21		平成27年12月	100			
	平成30年1月	4,478		平成30年1月	36		平成28年1月	100			
	平成30年2月	4,184		平成30年2月	30		平成28年2月	100			
	平成30年3月	3,288		平成30年3月	25		平成28年3月	100			
	合計	42,091		契約電力 (平成28年9月現在)			43				
	需給地点	福岡東労働基準監督署の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	福岡東労働基準監督署の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑤

需要場所		ワークプラザ赤坂（福岡中央公共職業安定所外 1 施設）									
		福岡県福岡市中央区赤坂 1 - 6 - 1 9									
受電設備容量 (KVA)		375									
月別予定使用電力量（KWh）	平成29年4月	15,371	月別予定最大需要電力（KW）	平成29年4月	61	月別力率実績（%）	平成28年4月	100			
	平成29年5月	17,610		平成29年5月	85		平成28年5月	100			
	平成29年6月	22,678		平成29年6月	96		平成28年6月	100			
	平成29年7月	27,068		平成29年7月	122		平成28年7月	100			
	平成29年8月	29,627		平成29年8月	133		平成28年8月	100			
	平成29年9月	23,189		平成29年9月	109		平成28年9月	100			
	平成29年10月	19,448		平成29年10月	79		平成27年10月	100			
	平成29年11月	15,551		平成29年11月	83		平成27年11月	100			
	平成29年12月	20,230		平成29年12月	109		平成27年12月	100			
	平成30年1月	24,983		平成30年1月	153		平成28年1月	100			
	平成30年2月	23,403		平成30年2月	113		平成28年2月	100			
	平成30年3月	19,627		平成30年3月	109		平成28年3月	100			
	合計	258,785		契約電力 (平成28年9月現在)			153				
	需給地点	需要場所に設置した九州電力(株)の開閉塔二次側機器直結端末の接続点									
計量地点	福岡中央公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑥

需要場所		飯塚公共職業安定所									
		福岡県飯塚市芳雄町 1 2 - 1									
受電設備容量 (KVA)		125									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	5,597	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	34	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	6,795		平成29年5月	46		平成28年5月	100			
	平成29年6月	10,057		平成29年6月	47		平成28年6月	100			
	平成29年7月	10,840		平成29年7月	48		平成28年7月	100			
	平成29年8月	11,411		平成29年8月	49		平成28年8月	100			
	平成29年9月	9,736		平成29年9月	48		平成28年9月	100			
	平成29年10月	5,486		平成29年10月	44		平成27年10月	100			
	平成29年11月	5,322		平成29年11月	36		平成27年11月	100			
	平成29年12月	7,924		平成29年12月	38		平成27年12月	100			
	平成30年1月	8,080		平成30年1月	39		平成28年1月	100			
	平成30年2月	8,449		平成30年2月	39		平成28年2月	100			
	平成30年3月	8,542		平成30年3月	38		平成28年3月	100			
	合計	98,239		契約電力 (平成28年9月現在)			49				
	需給地点	飯塚公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	飯塚公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑦

需要場所		大牟田公共職業安定所									
		福岡県大牟田市大正町 6 - 2 - 3									
受電設備容量 (KVA)		125									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	3,909	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	16	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	4,226		平成29年5月	23		平成28年5月	100			
	平成29年6月	5,020		平成29年6月	23		平成28年6月	100			
	平成29年7月	6,547		平成29年7月	34		平成28年7月	100			
	平成29年8月	7,825		平成29年8月	41		平成28年8月	100			
	平成29年9月	5,273		平成29年9月	31		平成28年9月	100			
	平成29年10月	4,613		平成29年10月	34		平成27年10月	100			
	平成29年11月	4,148		平成29年11月	34		平成27年11月	100			
	平成29年12月	4,210		平成29年12月	31		平成27年12月	100			
	平成30年1月	6,945		平成30年1月	46		平成28年1月	100			
	平成30年2月	6,293		平成30年2月	41		平成28年2月	100			
	平成30年3月	5,246		平成30年3月	37		平成28年3月	100			
	合計	64,255		契約電力 (平成28年9月現在)			46				
	需給地点	大牟田公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	大牟田公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑧

需要場所		久留米公共職業安定所								
		福岡県久留米市諏訪野町 2 4 0 1								
受電設備容量 (KVA)		200								
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	6,145	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	26	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100		
	平成29年5月	6,442		平成29年5月	46		平成28年5月	100		
	平成29年6月	8,446		平成29年6月	46		平成28年6月	100		
	平成29年7月	11,405		平成29年7月	56		平成28年7月	100		
	平成29年8月	13,457		平成29年8月	62		平成28年8月	100		
	平成29年9月	9,113		平成29年9月	47		平成28年9月	100		
	平成29年10月	6,118		平成29年10月	34		平成27年10月	100		
	平成29年11月	5,898		平成29年11月	41		平成27年11月	100		
	平成29年12月	9,143		平成29年12月	67		平成27年12月	100		
	平成30年1月	12,061		平成30年1月	81		平成28年1月	100		
	平成30年2月	10,558		平成30年2月	73		平成28年2月	100		
	平成30年3月	8,434		平成30年3月	56		平成28年3月	100		
	合計	107,220		契約電力 (平成28年9月現在)			81	/		
	需給地点	久留米公共職業安定所の構内1号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点								
計量地点	久留米公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側									
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。									
財産分界点	需給地点に同じ									

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑨

需要場所		小倉公共職業安定所								
		福岡県北九州市小倉北区萩崎町 1 - 1 1								
受電設備容量 (KVA)		350								
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	9,646	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	32	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100		
	平成29年5月	12,561		平成29年5月	83		平成28年5月	100		
	平成29年6月	19,375		平成29年6月	85		平成28年6月	100		
	平成29年7月	23,225		平成29年7月	87		平成28年7月	100		
	平成29年8月	23,280		平成29年8月	89		平成28年8月	100		
	平成29年9月	19,996		平成29年9月	83		平成28年9月	100		
	平成29年10月	10,644		平成29年10月	76		平成27年10月	100		
	平成29年11月	10,007		平成29年11月	68		平成27年11月	100		
	平成29年12月	16,271		平成29年12月	69		平成27年12月	100		
	平成30年1月	16,982		平成30年1月	74		平成28年1月	100		
	平成30年2月	16,823		平成30年2月	71		平成28年2月	100		
	平成30年3月	14,257		平成30年3月	69		平成28年3月	100		
	合計	193,067		契約電力 (平成28年9月現在)			89	/		
	需給地点	小倉公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点								
計量地点	小倉公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側									
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。									
財産分界点	需給地点に同じ									

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑩

需要場所		小倉公共職業安定所 門司出張所									
		福岡県北九州市門司区北川町 1 - 1 8									
受電設備容量 (KVA)		80									
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	2,225	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	11	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	2,195		平成29年5月	14		平成28年5月	100			
	平成29年6月	2,584		平成29年6月	14		平成28年6月	100			
	平成29年7月	3,899		平成29年7月	21		平成28年7月	100			
	平成29年8月	4,776		平成29年8月	26		平成28年8月	100			
	平成29年9月	3,138		平成29年9月	18		平成28年9月	100			
	平成29年10月	2,231		平成29年10月	10		平成27年10月	100			
	平成29年11月	2,344		平成29年11月	21		平成27年11月	100			
	平成29年12月	3,502		平成29年12月	25		平成27年12月	100			
	平成30年1月	4,397		平成30年1月	32		平成28年1月	100			
	平成30年2月	4,406		平成30年2月	28		平成28年2月	100			
	平成30年3月	3,614		平成30年3月	25		平成28年3月	100			
	合計	39,311		契約電力 (平成28年9月現在)			32				
	需給地点	小倉公共職業安定所門司出張所の構内1号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	小倉公共職業安定所門司出張所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑪

需要場所		直方公共職業安定所								
		福岡県直方市大字頓野 3 3 3 4 - 5								
受電設備容量 (KVA)		180								
月別 予定 使用 電力量 (KWh)	平成29年4月	6,038	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	平成29年4月	26	月別 力率 実績 (%)	平成28年4月	100		
	平成29年5月	6,367		平成29年5月	50		平成28年5月	100		
	平成29年6月	8,069		平成29年6月	40		平成28年6月	100		
	平成29年7月	10,838		平成29年7月	62		平成28年7月	100		
	平成29年8月	13,257		平成29年8月	73		平成28年8月	100		
	平成29年9月	8,434		平成29年9月	53		平成28年9月	100		
	平成29年10月	6,170		平成29年10月	27		平成27年10月	100		
	平成29年11月	6,164		平成29年11月	44		平成27年11月	100		
	平成29年12月	8,849		平成29年12月	49		平成27年12月	100		
	平成30年1月	11,586		平成30年1月	74		平成28年1月	100		
	平成30年2月	10,776		平成30年2月	59		平成28年2月	100		
	平成30年3月	8,796		平成30年3月	55		平成28年3月	100		
	合計	105,344		契約電力 (平成28年9月現在)			74	/		
	需給地点	直方公共職業安定所の構内1号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点								
計量地点	直方公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側									
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。									
財産分界点	需給地点に同じ									

需 要 場 所 一 覧 表 ⑫

需要場所		田川公共職業安定所									
		福岡県田川市弓削田 1 8 4 - 1									
受電設備容量 (KVA)		300									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	5,226	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	26	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	5,233		平成29年5月	49		平成28年5月	100			
	平成29年6月	6,567		平成29年6月	32		平成28年6月	100			
	平成29年7月	8,137		平成29年7月	48		平成28年7月	100			
	平成29年8月	9,503		平成29年8月	52		平成28年8月	100			
	平成29年9月	6,963		平成29年9月	32		平成28年9月	100			
	平成29年10月	5,421		平成29年10月	26		平成27年10月	100			
	平成29年11月	5,557		平成29年11月	38		平成27年11月	100			
	平成29年12月	7,459		平成29年12月	47		平成27年12月	100			
	平成30年1月	9,347		平成30年1月	60		平成28年1月	100			
	平成30年2月	9,119		平成30年2月	56		平成28年2月	100			
	平成30年3月	7,553		平成30年3月	46		平成28年3月	100			
	合計	86,085		契約電力 (平成28年9月現在)			60				
	需給地点	田川公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	田川公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑬

需要場所		行橋公共職業安定所									
		福岡県行橋市西宮市 5 - 2 - 4 7									
受電設備容量 (KVA)		100									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	2,977	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	26	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	2,916		平成29年5月	29		平成28年5月	100			
	平成29年6月	4,979		平成29年6月	31		平成28年6月	100			
	平成29年7月	6,499		平成29年7月	34		平成28年7月	100			
	平成29年8月	7,055		平成29年8月	35		平成28年8月	100			
	平成29年9月	5,567		平成29年9月	32		平成28年9月	100			
	平成29年10月	2,884		平成29年10月	31		平成27年10月	100			
	平成29年11月	2,816		平成29年11月	25		平成27年11月	100			
	平成29年12月	3,664		平成29年12月	27		平成27年12月	100			
	平成30年1月	4,751		平成30年1月	30		平成28年1月	100			
	平成30年2月	4,615		平成30年2月	29		平成28年2月	100			
	平成30年3月	3,730		平成30年3月	27		平成28年3月	100			
	合計	52,453		契約電力 (平成28年9月現在)			35				
	需給地点	行橋公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	行橋公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑭

需要場所		福岡東公共職業安定所									
		福岡県福岡市東区千早6-1-1									
受電設備容量 (KVA)		300									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	9,716	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	37	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	10,184		平成29年5月	70		平成28年5月	100			
	平成29年6月	14,963		平成29年6月	73		平成28年6月	100			
	平成29年7月	17,805		平成29年7月	77		平成28年7月	100			
	平成29年8月	19,216		平成29年8月	79		平成28年8月	100			
	平成29年9月	16,081		平成29年9月	76		平成28年9月	100			
	平成29年10月	10,306		平成29年10月	73		平成27年10月	100			
	平成29年11月	9,476		平成29年11月	43		平成27年11月	100			
	平成29年12月	11,967		平成29年12月	58		平成27年12月	100			
	平成30年1月	13,369		平成30年1月	64		平成28年1月	100			
	平成30年2月	13,553		平成30年2月	62		平成28年2月	100			
	平成30年3月	11,507		平成30年3月	61		平成28年3月	100			
	合計	158,143		契約電力 (平成28年9月現在)			79				
	需給地点	福岡東公共職業安定所の構内1号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	福岡東公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑮

需要場所		八女公共職業安定所									
		福岡県八女市馬場 5 1 4 - 3									
受電設備容量 (KVA)		125									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	3,347	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	11	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	3,495		平成29年5月	20		平成28年5月	100			
	平成29年6月	4,416		平成29年6月	22		平成28年6月	100			
	平成29年7月	5,764		平成29年7月	35		平成28年7月	100			
	平成29年8月	6,863		平成29年8月	37		平成28年8月	100			
	平成29年9月	4,855		平成29年9月	26		平成28年9月	100			
	平成29年10月	3,454		平成29年10月	17		平成27年10月	100			
	平成29年11月	3,365		平成29年11月	17		平成27年11月	100			
	平成29年12月	4,540		平成29年12月	28		平成27年12月	100			
	平成30年1月	5,941		平成30年1月	35		平成28年1月	100			
	平成30年2月	5,754		平成30年2月	29		平成28年2月	100			
	平成30年3月	4,816		平成30年3月	24		平成28年3月	100			
	合計	56,610		契約電力 (平成28年9月現在)			37				
	需給地点	八女公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	八女公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑬

需要場所		福岡南公共職業安定所									
		福岡県春日市春日公園 3 - 2									
受電設備容量 (KVA)		250									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	8,575	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	35	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	10,652		平成29年5月	84		平成28年5月	100			
	平成29年6月	14,720		平成29年6月	92		平成28年6月	100			
	平成29年7月	18,554		平成29年7月	100		平成28年7月	100			
	平成29年8月	22,517		平成29年8月	109		平成28年8月	100			
	平成29年9月	17,318		平成29年9月	88		平成28年9月	100			
	平成29年10月	8,956		平成29年10月	38		平成27年10月	100			
	平成29年11月	7,963		平成29年11月	45		平成27年11月	100			
	平成29年12月	10,178		平成29年12月	63		平成27年12月	100			
	平成30年1月	13,236		平成30年1月	78		平成28年1月	100			
	平成30年2月	13,149		平成30年2月	67		平成28年2月	100			
	平成30年3月	10,808		平成30年3月	60		平成28年3月	100			
	合計	156,626		契約電力 (平成28年9月現在)			109				
	需給地点	福岡南公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	福岡南公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

需 要 場 所 一 覧 表 ⑰

需要場所		福岡西公共職業安定所									
		福岡県福岡市西区姪浜駅南 3 - 8 - 1 0									
受電設備容量 (KVA)		150									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	4,610	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	18	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	5,042		平成29年5月	34		平成28年5月	100			
	平成29年6月	7,144		平成29年6月	38		平成28年6月	100			
	平成29年7月	8,351		平成29年7月	49		平成28年7月	100			
	平成29年8月	9,496		平成29年8月	48		平成28年8月	99			
	平成29年9月	7,117		平成29年9月	38		平成28年9月	100			
	平成29年10月	4,997		平成29年10月	26		平成27年10月	100			
	平成29年11月	4,576		平成29年11月	25		平成27年11月	100			
	平成29年12月	5,440		平成29年12月	28		平成27年12月	100			
	平成30年1月	6,524		平成30年1月	35		平成28年1月	100			
	平成30年2月	6,304		平成30年2月	36		平成28年2月	100			
	平成30年3月	5,756		平成30年3月	29		平成28年3月	100			
	合計	75,357		契約電力 (平成28年9月現在)			49				
	需給地点	福岡西公共職業安定所の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	福岡西公共職業安定所の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

## 需 要 場 所 一 覧 表 ⑱

需要場所		八幡労働総合庁舎 (北九州西労働基準監督署、八幡公共職業安定所)									
		福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1 - 5 - 1 0									
受電設備容量 (KVA)		450									
月別予定使用電力量 (KWh)	平成29年4月	8,927	月別予定最大需要電力 (KW)	平成29年4月	29	月別力率実績 (%)	平成28年4月	100			
	平成29年5月	8,961		平成29年5月	96		平成28年5月	100			
	平成29年6月	17,401		平成29年6月	118		平成28年6月	100			
	平成29年7月	24,961		平成29年7月	145		平成28年7月	100			
	平成29年8月	28,770		平成29年8月	158		平成28年8月	100			
	平成29年9月	19,273		平成29年9月	107		平成28年9月	100			
	平成29年10月	9,025		平成29年10月	40		平成27年10月	100			
	平成29年11月	8,596		平成29年11月	93		平成27年11月	100			
	平成29年12月	18,886		平成29年12月	137		平成27年12月	100			
	平成30年1月	23,389		平成30年1月	164		平成28年1月	100			
	平成30年2月	22,285		平成30年2月	143		平成28年2月	100			
	平成30年3月	18,553		平成30年3月	146		平成28年3月	100			
	合計	209,027		契約電力 (平成28年9月現在)			164				
	需給地点	八幡労働総合庁舎の構内 1 号柱に福岡労働局が設置した気中開閉器の電源側端子の接続点									
計量地点	八幡労働総合庁舎の構内に福岡労働局が設置した受電用変圧器電源側										
保安責任分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に九州電力(株)が設置した計量装置は九州電力(株)の所有とする。										
財産分界点	需給地点に同じ										

# 契 約 書 (案)

発注者 支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 山口 宏之 (以下「甲」という。)と  
受注者 (乙の名称) (代表者役職) ○○ ○○ (以下「乙」という。)  
とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

(契約の趣旨)

第 1 条 甲と乙は本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、別添『仕様書』等に基づき、福岡労働局管下19官署(18施設)で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第 3 条 契約単価は次のとおりとする。

基本料金単価	○, ○○○. ○○円/kW (税込)
電力量料金単価 (夏季※7月から9月)	○. ○○円/kWh (税込)
電力量料金単価 (その他季※7月から9月以外の月)	○. ○○円/kWh (税込)

2 九州電力株式会社の料金改定があった場合については、契約単価を甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

(契約保証金)

第 4 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(需要場所及び期間)

第 5 条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次の各号のとおりとする。

- 1 契約履行期間 平成29年4月1日0時から平成30年3月31日24時までとする。
- 2 契約履行場所 別添「仕様書」のとおり
- 3 検査場所 契約履行場所と同じ

(使用電力量の増減)

第 6 条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(検査)

第 7 条 乙は、毎月初日から末日までの電気の供給が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、乙に可否を通知することとする。
- 3 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

(料金の算定)

第 8 条 料金は毎月初日から末日までの月を単位とした契約電力及び使用電力量等により算定する。

- 2 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(代金の支払)

第 9 条 乙は、第7条第2項の検査に合格したときは、第3条の契約金額に基づき請求書を作成(円未満の端数は切り捨て)し、対価の支払いを第8条に基づく部分払いにより、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払わなければならない。
- 3 甲が、約定期限内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年2.8%の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。
- 4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第 10 条 停電にかかる割引は、九州電力株式会社が決める標準供給条件をもとに甲乙で協議するものとする。

(検査の遅延)

第 11 条 甲がその責に帰すべき事由により、第 7 条第 2 項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第 9 条第 3 項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(解除)

第 12 条 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 第 7 条第 2 項の検査に合格しないとき。
- 二 乙が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- 三 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。
- 四 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

(解除に係る違約金)

第 13 条 乙は、前条の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として該当月の使用電力量を契約金額で積算した総額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納入すること。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

- 第 16 条 乙が第 1 3 条及び第 1 5 条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 前項により計算した遅延利息が 1 0 0 円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に 1 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(再委託)

- 第 17 条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 5 0 万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第 18 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、様式 2 の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第 19 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙 1 の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙 1 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 3 により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については届出を要しない。
- 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第 21 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第 22 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第 23 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第 24 条 甲は、第 20 条、第 21 条及び第 23 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 20 条、第 21 条及び第 23 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 25 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

- 第 26 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本証書 2 通を作成し双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号  
支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之 (印)

乙 (乙の住所)  
(乙の名称)  
(代表者役職) ○○ ○○ (印)

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第 19 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの